

日本毛織株式会社定款

2023年2月22日改正

第 1 章 総 則

第1条 (商号) 当社は、日本毛織株式会社と称する。

2. 英文では THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD. と訳する。

第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 毛糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売
- (2) 前号の原料品材料品の生産加工売買
- (3) 不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発
- (4) 宅地建物取引業
- (5) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理
- (6) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売
- (7) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売
- (8) 食品の販売および飲食店の経営
- (9) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売
- (10) 倉庫業
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (12) 生命保険の募集に関する業務
- (13) 金融業
- (14) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業
- (15) 医薬品、医療機器および化粧品の販売
- (16) 日用品雑貨、家具、寝具寝装品、美術工芸品の販売
- (17) 浴場および健康ランドの経営
- (18) 病院外における介護および看護に関する事業
- (19) 乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売
- (20) 各種ソフトウェア、メディアおよび関連商品の販売並びに賃貸
- (21) 古物の売買
- (22) 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務
- (23) 再生可能エネルギー関連システム並びに機器の製造、施工、販売
- (24) 牧畜および農業の経営並びにこれらにより生産される農作物等の生産、加工、販売
- (25) 保育施設の運営
- (26) 前各号に付帯若くは関連する事業
- (27) その他適法な一切の事業

第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を神戸市に設置する。

第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は192,796千株とする。

第7条（自己の株式の取得）当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第12条（株主名簿等の設置場所および株式事務）当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置き並びにその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第13条（株式取扱規則）当社の株式および新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第14条（招集）定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。但し、本条第3項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りではない。

3. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第15条（定時株主総会の基準日）当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

第16条（議長）株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順位により、他の取締役が議長となる。

第17条（電子提供措置等）当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 19 条（決議の方法）株主総会の決議は、法令並びに定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条（株主総会決議事項）当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入は、株主総会の決議によるものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第 21 条（取締役の員数）当会社の取締役は 8 名以内とする。

第 22 条（取締役の選任）取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 23 条（取締役の任期）取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 24 条（取締役会の招集）取締役会を招集する場合は、各取締役および各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を発することを要する。但し、特に必要ある場合は、これを短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 26 条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（代表取締役および役付取締役）当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、会長・社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 28 条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（執行役員）当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任する。

第 30 条（相談役・顧問）当社は、取締役会の決議によって相談役、顧問を置くことができる。

第 31 条（社外取締役との責任限定契約締結）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条（監査役の員数）当会社の監査役は 5 名以内とする。

第 33 条（監査役の選任）監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出

席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条（監査役会の招集） 監査役会を招集する場合は、各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を発することを要する。但し、特に必要ある場合は、これを短縮することができる。

第 36 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 37 条（常勤監査役） 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

第 38 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条（社外監査役との責任限定契約締結） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

第 40 条（事業年度） 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

第 41 条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 42 条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 43 条（期末配当金等の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

以 上